

平成二十二年六月二十二日受領
答弁第五七三号

内閣衆質一七四第五七三号

平成二十二年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員城内実君提出駐中国日本国大使任命についての報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城内実君提出駐中国日本国大使任命についての報道に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

外務省の幹部ポストについて外務省外部の人材を対象に人選を行う際には、外交に対する高い見識を有する等の基準を設けている。丹羽宇一郎中華人民共和国駐箚特命全権大使（以下「丹羽大使」という。）については、これらの基準を満たすことに加え、企業経営者としての優れた実績から特命全権大使として組織を統轄する能力に優れていると判断されたほか、経済分野についての豊富な知見を有すること、中国事情にも明るいこと等を総合的に判断し、今般、中華人民共和国駐箚特命全権大使に任命したものである。

四について

丹羽大使は、既に伊藤忠商事株式会社を退職しており、特別職の外務公務員である特命全権大使として任用されている。特命全権大使は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）に基づき、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の服務に係る規定及び官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）に従うこととなるため、御指摘の点に関する問題は生じない。